愛媛県農業近代化資金融資要綱

昭和36年９月１日施行
最終改正日：令和８年10月１日改正
（令和９年１月１日適用）

第１　目　　的

この要綱は、農業経営の改善を図り農業の近代化を推進するため、農業近代化資金の融資について、農業近代化資金融通法（昭和36年法律第202号。以下「法」という。）、農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号。以下「令」という。）、農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱（平成24年４月６日23経営第3536号農林水産事務次官依命通知。以下「利子助成事業実施要綱」という。）及び愛媛県農業近代化資金利子補給金交付要綱（令和８年３月31日付け７農済第641号農林水産部長通知。以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項について定めるものとする。

第２　農業近代化資金の貸付条件

Ⅰ　農業経営高度化資金

１　貸付対象者

農業経営高度化資金（以下「高度化資金」という。）の貸付対象者は、農業（畜産業及び養蚕業を含む。以下同じ。）を営む者であって次に掲げるもの（以下「地域計画農業者等」という。）とする。

(1)　農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第１項に規定する地域計画のうち目標地図（同条第３項の地図をいう。以下同じ。）に位置付けられた者

(2)　１年以内に目標地図に位置付けられることが確実な者として市町から証明を受けた者

(3)　次に掲げる要件の全てを満たす農業者（農業の生産工程の一部又は全部を請け負う事業を行う者（以下「農業サービス事業体」という。）であって、次のアからウまで及びオに掲げる要件を満たす者を含む。）

ア　次のいずれかの事由により、目標地図に位置付けられないことに合理的な理由があること。

(ｱ)　耕種農業以外の農業を営んでいること。

(ｲ)　農地（農地法（昭和27年法律第229号）第43条第１項の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同法第２条第１項に規定する農地を含む。）を利用せずに耕種農業を営んでいること。

(ｳ)　その他(ｱ)又は(ｲ)に相当する事由があること。

イ　農業所得が総所得の過半（法人にあっては、当該法人の農業に係る売上高が総売上高の過半）を占めていること、又は農業粗収益が200万円以上（法人にあっては1,000万円以上）であること。

ウ　主として農業経営に従事すると認められる青壮年の家族農業従事者（法人にあっては、常時従事者（農地法第２条第３項第２号ホに規定する常時従事者をいう。）である構成員）がいること。

エ　個人の農業者であって、65歳以上であるときは、その後継者が現に主として農業に従事（農業大学校に就学している場合等を含む。）しており、かつ、将来においても主として農業に従事すると見込まれること。

オ　簿記記帳を行っていること（簿記記帳を行うことが確実と見込まれる場合を含む。）。

２　融資機関

高度化資金の融資機関は、次に掲げるとおりとする。

(1)　農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第１項第２号の事業を行う農業協同組合
(2)　農業協同組合法第10条第１項第２号及び第３号の事業を併せ行う農業協同組合連合会
(3)　農業協同組合法第10条第１項第10号の事業を行う農業協同組合連合会
(4)　農林中央金庫
(5)　銀行
(6)　株式会社商工組合中央金庫
(7)　信用金庫及び信用金庫連合会
(8)　信用協同組合並びに中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第９条の９第１項第１号及び第２号の事業を併せ行う協同組合連合会（以下「信用協同組合連合会」という。）

３　資金使途

高度化資金の使途は、次の資金とする。

(1)　畜舎、果樹棚、農機具その他の農産物の生産、流通又は加工に必要な施設の改良、造成、復旧又は取得に要する資金（農地（農地法第43条第１項の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同法第２条第１項に規定する農地を含まない。以下同じ。）又は牧野の改良、造成、復旧又は取得に要するものを除く。以下「建構築物等取得等資金」という。）
(2)　果樹その他の永年性植物の植栽又は育成に要する資金（以下「果樹等植栽育成資金」という。）
(3)　乳牛その他の家畜の購入又は育成に要する資金（以下「家畜購入育成資金」という。）
(4)　事業費２億円を超えない規模の農地又は牧野の改良、造成又は復旧に要する資金（以下「小土地改良資金」という。）
(5)　農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善その他の農業経営の改善に伴い要する次の資金（以下「長期運転資金」という。）
ア　農地又は採草放牧地（農地又は採草放牧地とする土地を含む。以下同じ。）について農産物の生産の用に供するための賃借権その他の所有権以外の使用及び収益を目的とする権利を取得する場合において、権利金を支払い、又は当該権利の存続期間に対する対価の全額を一時に支払うのに必要な資金
イ　農機具、運搬用機具その他の農業経営の改善を図るのに必要な施設について賃借権を取得する場合において、当該賃借権の存続期間に対する借賃の全額を一時に支払うのに必要な資金
ウ　能率的な農業の技術又は経営方法を習得するための研修を受けるのに必要な資金
エ　品種の転換を行うのに必要な資金
オ　農産物の需要を開拓するための新たな農産加工品等の調査及び開発並びに通信・情報処理機材の取得に必要な資金
カ　営業権、商標権その他の無形固定資産の取得又は研究開発費その他の繰延資産に計上し得る費用に充てるのに必要な資金
キ　地域計画農業者等（次の(ｱ)又は(ｲ)に掲げるものに限る。）が農業経営を法人化するため又は農業者が構成員として地域計画農業者等であって次の(ｱ)の認定を受けた法人に参加するため若しくは農業者が構成員として地域計画農業者等であって次の(ｲ)に掲げるものに参加する（(ｲ)に掲げるものが法人化するときに限る。）ために必要な資金
(ｱ)　農業経営基盤強化促進法第12条第１項に規定する農業経営改善計画（酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）第２条の５に規定する経営改善計画又は果樹農業振興特別措置法（昭和36年法律第15号）第３条第１項に規定する果樹園経営計画を含む。以下同じ。）の認定を受けた者（簿記記帳を行っている者（簿記記帳を行うことが確実と見込まれる者を含む。）に限る。以下「認定農

業者」という。）

(ｲ)　農業者が主たる構成員となっている法人格を有しない農業を営む任意団体であって、次の要件の全てを満たすもの（以下「集落営農組織」という。）

①　代表者、代表権の範囲その他ａに掲げる事項についてｂに掲げる基準に従った規約を有していること。

ａ　事項

㋐　団体の目的

㋑　団体の意思決定の機関及びその決定の方法

㋒　構成員たる資格並びに構成員の加入及び脱退に関する事項

㋓　会費又は融資の対象となる施設の利用料の徴収が必要である場合にはその徴収の方法

ｂ　基準

㋐　代表者の選任の手続を明らかにしていること。

㋑　農業経営の改善に資する旨をその目的に含んでいること。

㋒　団体の意思決定に対する構成員の参加を不当に差別していないこと。

㋓　構成員たる資格並びに構成員の加入及び脱退に関する事項があらかじめ明らかになっていること。

㋔　会費又は融資の対象となる施設の利用料の徴収が必要である場合には、その徴収の方法が衡平を欠くものでないこと。

②　一元的に経理を行っていること。

③　原則として５年以内に農地所有適格法人に組織変更する旨の目標を有していること。

④　農用地の利用の集積の目標を定めていること。

⑤　主たる従事者が目標農業所得額を定めていること。

ただし、水田作及び畑作に係る農業経営以外の場合には、法人に組織変更する旨の目標を有していることとし、農用地の利用の集積の目標を定めていることを要しないものとする。

ク　農業経営の改善の前提としての農業経営によって生じた負債の整理に必要な資金。ただし、償還が困難となっている者の負債を除き、当該負債の債権者たる融資機関の同意が得られたものに限る（以下「前向借換資金」という。）。

ケ　アからクまでに掲げるもののほか、農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善その他の農業経営の改善に伴い必要となる農薬費その他の費用に充てるのに必要な資金

(6)　(1)から(5)までに掲げるもののほか、次に掲げる資金（以下「大臣特認資金」という。）

ア　農村における給排水施設の改良、造成又は取得に要する資金（以下「農村給排水施設取得等資金」という。）

この給排水施設とは、共同利用の水道施設又は下水道施設に接続する給排水施設、生活雑排水等による農業用水の水質汚濁が農業生産に影響を及ぼしているか又はそのおそれがあると知事が認めた地域内において設置する浄化槽及びこれらと一体的な排水管等の屋外施設及びこれと同時一体的に整備される屋内施設（屋内排水管及びこれと直接接続するものに限る。）であるものとする。

なお、給排水施設に係る利子補給承認に当たっては、農業集落排水施設整備事業等との整合性に配慮するものとする。

イ　次の(ｱ)又は(ｲ)に掲げる要件に該当する場合に行う農業者が居住する住宅の改良、造成又は取得に要する資金（以下「特定農家住宅資金」という。）

(ｱ)　農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第６条第１項の規定により指定された農業振興地域、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和３年法律第19号）第２条の過疎地域又は山村振興法（昭和40年法律第64号）第

７条第１項の規定により指定された振興山村の地域内の農業者が次のいずれかの要件に該当すること。

① 農業生産に伴って生ずる公害の防止のために移転するとき又は土地改良法（昭和24年法律第195号）に規定する事業の実施に伴い移転すること。

② その意欲と能力からみて、今後食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）において育成することとされている効率的かつ安定的な農業経営に発展し得る者として知事が認めた者が、新たに主たる事業として農業経営を営むためにその住宅を改良、造成又は取得すること。

③ 自立経営を志向する農業後継者が婚姻のために新たにその住宅を取得又は造成（独自の居室を作るための改良を含む。）すること。

④ 自立経営を志向する者が特別の理由がある場合として知事が特に必要と認めた場合にその住宅の改良（台所、食事場、浴室、洗面所、便所、し尿浄化装置及び自家用給排水施設であって、知事が特に普及を図る必要があると認めるものの改良に限る。）をすること。

(ｲ) (ｱ)の対象地域内において認定新規就農者（農業経営基盤強化促進法第14条の５第１項に規定する認定就農者をいう。以下同じ。）が、新たに主たる事業として農業経営を営むために行う場合

ウ 水田を利用した水産動物の養殖施設の改良、造成又は取得に要する資金（以下「水田養殖施設取得等資金」という。）

この水田を利用した水産動物の養殖施設とは、ふ化室、養魚池、餌料倉庫等内水面養殖事業に必要な施設とする。養魚池の造成に必要な資金の貸付けに当たっては、当該養魚池の面積のうち、水田から転換される部分が全体の面積のおおむね３分の２以上を占めている必要がある。

なお、水田養殖施設に係る農業近代化資金の利子補給承認に当たっては、あらかじめ水産担当部局の意見を徴するものとする。

エ 農業経営の改善のためにする農地又は採草放牧地の取得（その取得に当たって、その土地の農業上の利用を増進するため防風林、道路、水路、ため池その他の施設として利用する必要がある土地を併せて取得する場合におけるその土地の取得を含む。）に必要な資金（以下「農地等取得資金」という。）

４ 貸付限度額等

高度化資金の貸付限度額等は、次のとおりとする。

(1) 次に掲げる地域計画農業者等に対する貸付けにあっては、７億円（特別の理由がある場合において農林水産大臣が承認したときは、その承認した額）

ア 農業を営む農事組合法人、株式会社、持分会社その他農業者が組織する法人

イ アに掲げる者のほか、農業者で、知事がその者の農業経営の規模等を勘案し特に必要と認めて承認したもの

この知事の承認は、おおむね次に掲げる規模を勘案し行うこととする。

(ｱ) 酪農経営にあっては、その常時飼養する頭数が15頭以上であること。

(ｲ) 肉用牛経営にあっては、その常時飼養する頭数が15頭以上であること。

(ｳ) 養豚経営（肥育）にあっては、その常時飼養する頭数が120頭以上であること。

(ｴ) 養豚経営（繁殖）にあっては、その常時飼養する頭数が40頭以上であること。

(ｵ) 養鶏経営（採卵）にあっては、その常時飼養する羽数が成鶏3,000羽以上であること。

(ｶ) 養鶏経営（採肉）にあっては、その常時飼養する羽数が5,000羽以上であること。

(ｷ) 果樹園経営にあっては、その経営する樹園地の面積が１ヘクタール以上であること。

(ｸ) 施設園芸経営にあっては、その経営する施設園芸の施設の実面積が10アール以上であること。

ウ 集落営農組織

エ　集落営農組織以外の法人格を有しない農業を営む任意団体のうち、１の(1)から(3)までに掲げる者が全構成員の過半を占めるものであって、かつ、３の(5)のキの(ｲ)の①のａに掲げる事項及びｂに掲げる基準に従った規約を有しているもの

(2)　(1)以外の者に対する貸付けにあっては、２億円

(3)　１件あたりの貸付最低額は原則として10万円とし、貸付額は千円単位とする。

5　償還期限及び据置期間

高度化資金の償還期限（据置期間を含む。以下同じ。）は20年、据置期間は７年の範囲内で、借入希望者の経営状況、融資対象施設の性質、規模、耐用年数等を総合的に勘案し、適正な期間を設定するものとする。

ただし、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第111条の規定に基づき、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令（平成23年政令132号）第３条第１項に規定する者であって、東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害の影響を受けている者（以下「東日本被災農業者」という。）にあっては、償還期限及び据置期間について、それぞれ３年間延長するものとする（ただし、令和９年３月31日までの間に貸し付けられるものに限る。）。

注：償還方法については、原則として各年元本均等償還とするが、契約上の分割償還期日は、借入者の便宜を図り生産物代金の受領期を選ぶことが望ましい。

6　貸付利率

高度化資金の貸付利率は、平成14年６月21日農林水産省告示第1182号（農業近代化資金融通法第２条第３項第４号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める利率を定める件）によるものとし、県が通知するものとする。

7　融資率

高度化資金の融資率は、100分の100以内とする。ただし、農村給排水施設取得等資金及び特定農家住宅資金を借り入れる場合は、資金の適正かつ効率的な運用を図る見地から知事が特に必要と認めた場合のほかは、当該資金に係る施設の改良、造成又は取得に要する経費の額の100分の80（青年農業者にあっては、100分の90）以内とする。

Ⅱ　一般資金

1　貸付対象者

一般資金の貸付対象者は、農業を営む者であって次に掲げるもの（地域計画農業者等を除く。）とする。

(1)　次に掲げる農業者（以下「認定農業者等」という。）

ア　認定農業者

イ　前記アの認定を受けた法人の構成員又は構成員になろうとする者（当該法人への出資金等を借り入れる場合に限る。）

(2)　認定新規就農者

(3)　Ⅰの１の(3)のイからオまでに掲げる要件の全てを満たす農業者（農業サービス事業体であって、Ⅰの１の(3)のイ、ウ及びオに掲げる要件を満たす者を含む。）

(4)　原則として５年以内に、認定農業者となる計画を有する農業を営む法人（経営開始後決算を２期終えていないものに限る。以下「農業参入法人」という。）

(5)　地域計画農業者等並びに(1)のア、(2)及び(3)に掲げる者の経営（家族農業経営に限る。）の経営主以外の農業者　（家族経営協定を締結しており、その中において①経営のうちの一部の部門について主宰権があり、かつ、②その部門の経営の危険負担及び収益の処分権があることが明確になっていることを満たす農業者に限る。）

(6)　集落営農組織等（次に掲げる者をいう。以下同じ。）

ア　集落営農組織

イ　集落営農組織が法人化するときにその構成員になろうとする者（当該者が当該集落営農組織の法人化に必要な出資金等を借り入れる場合に限る。）

(7)　集落営農組織以外の法人格を有しない農業を営む任意団体のうち、地域計画農業者等並びに(1)のア及び(2)から(5)までの者が全構成員の過半を占めるものであって、Ⅰの３の(5)のキの(ｲ)の①のａに掲げる事項及びｂに掲げる基準に従った規約を有しているもの

２　融資機関

一般資金の融資機関は、Ⅰの２に掲げるとおりとする。

３　資金使途

一般資金の使途は、次の資金とする。

(1)　建構築物等取得等資金（認定農業者等及び集落営農組織等以外の者に対する貸付けにあっては、復旧に必要な資金を除く。）

(2)　果樹等植栽育成資金（認定農業者等及び集落営農組織等以外の者に対する貸付けにあっては、果樹、オリーブ、茶、多年生草本、桑又は花木の植栽又は育成に要する資金に限る。）

(3)　家畜購入育成資金

(4)　小土地改良資金（事業費1,800万円を超えない規模に限り、認定農業者等及び集落営農組織等以外の者に対する貸付けにあたっては復旧に必要な資金を除く。）

(5)　長期運転資金（Ⅰの３の(5)のイに掲げる資金の認定農業者等及び集落営農組織等以外の者に対する貸付けにあっては、農機具及び運搬用機具の賃借権の取得に係る資金に限り、農業経営を法人化するため又は農業者が構成員として法人に参加するために必要な資金（Ⅰの３の(5)のキに掲げるものを除く。以下「法人化等資金」という。）を含み、前向借換資金を除く。また、貸付対象者はⅠの３の(5)のウからオまでに掲げる資金及び法人化等資金については認定農業者等及び集落営農組織等に、カに掲げる資金については認定農業者等、農業サービス事業体及び集落営農組織等に、ケに掲げる資金については認定農業者等、農業サービス事業体、農業参入法人及び集落営農組織等に限る。）

(6)　大臣特認資金（農地等取得資金を除く。）

４　貸付限度額等

一般資金の貸付限度額等は、次のとおりとする。

(1)　１の(1)から(7)までに掲げる者で次に掲げるものに対する貸付けにあっては、２億円

ア　農業を営む農事組合法人、株式会社、持分会社その他農業者が組織する法人

イ　アに掲げる者のほか、農業者で、知事がその者の農業経営の規模等を勘案し特に必要と認めて承認したもの

この知事の承認は、おおむね次に掲げる規模を勘案し行うこととする。

(ｱ)　酪農経営にあっては、その常時飼養する頭数が15頭以上であること。

(ｲ)　肉用牛経営にあっては、その常時飼養する頭数が15頭以上であること。

(ｳ)　養豚経営（肥育）にあっては、その常時飼養する頭数が120頭以上であること。

(ｴ)　養豚経営（繁殖）にあっては、その常時飼養する頭数が40頭以上であること。

(ｵ)　養鶏経営（採卵）にあっては、その常時飼養する羽数が成鶏3,000羽以上であること。

(ｶ)　養鶏経営（採肉）にあっては、その常時飼養する羽数が5,000羽以上であること。

(ｷ)　果樹園経営にあっては、その経営する樹園地の面積が１ヘクタール以上であること。

(ｸ)　施設園芸経営にあっては、その経営する施設園芸の施設の実面積が10アール以上であること。

ウ　集落営農組織及び１の(7)に掲げる農業を営む任意団体

(2)　農業参入法人に対する貸付けにあっては、１億5,000万円

(3)　(1)及び(2)以外の者に対する貸付けにあっては、1,800万円

(4)　１件あたりの貸付最低額は原則として10万円とし、貸付額は千円単位とする。

５　償還期限及び据置期間

一般資金の償還期限は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める年数の範囲内で、借入希望者の経営状況、融資対象施設の性質、規模、耐用年数等を総合的に勘案し、適正な期間を設定するものとする。

ただし、東日本被災農業者にあっては、償還期限及び据置期間について、それぞれ３年間延長するものとする（ただし、令和９年３月31日までの間に貸し付けられるものに限る。）。

(1)　認定新規就農者　償還期限17年（小土地改良資金を含む場合は18年）、据置期間５年（果樹等植栽育成資金を含む場合は７年）

(2)　(1)以外の者　償還期限15年、据置期間３年（果樹等植栽育成資金を含む場合は７年、認定農業者等については７年）

注：償還方法については、原則として各年元本均等償還とするが、契約上の分割償還期日は、借入者の便宜を図り生産物代金の受領期を選ぶことが望ましい。

６　貸付利率

一般資金の貸付利率は、Ⅰの６のとおりとする。

７　融資率

(1)　一般資金の融資率は、資金の適正かつ効率的な運用を図る見地から知事が特に必要と認めた場合のほかは、当該資金に係る施設の改良、造成、復旧又は取得等に要する経費の額の100分の80（青年農業者にあっては、100分の90）以内とする。

なお、事業実施の結果、その事業費の額が利子補給承認申請書の添付書類に記載された金額を下回り、融資率が100分の80を超えることとなる場合において、必要やむを得ないと認められるときは100分の90以内とする。

(2)　認定農業者等に係る融資率の特例

認定農業者等が農業経営改善計画に即して農業経営の展開を図るのに必要な一般資金を借り入れる場合等（農村給排水施設取得等資金及び特定農家住宅資金を借り入れる場合を除く。）の融資率は、(1)にかかわらず、100分の100以内とする。

(3)　集落営農組織等に係る融資率の特例

集落営農組織等が農業経営の展開を図るのに必要な一般資金を借り入れる場合（農村給排水施設取得等資金及び特定農家住宅資金を借り入れる場合を除く。）の融資率は、(1)にかかわらず、100 分の 100 以内とする。

なお、この融資率の特例は、貸付額が 3,600 万円に達するまでに限り適用するものとする。

Ⅲ　共同利用事業向け資金

１　貸付対象者

共同利用事業向け資金の貸付対象者は、次に掲げる者とする。

(1)　農業協同組合であって、次に掲げる要件を全て満たすもの

ア　法令違反や不祥事がないこと。

イ　国及び県の行政検査並びに会計監査人又は農業協同組合連合会（農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）附則第19条に規定する組織変更後の農業協同組合連合会をいう。）による監査で重大な指摘を受けていないこと。

ウ　農業協同組合の改革を着実に実践し、担い手を中心とする組合員のメリットが拡大していると認められること。

エ　営農指導事業及び農産物販売事業の充実に重点を置いていると認められること（これら事業を行っていない農業協同組合については、この限りでない。）。

オ　信用事業の自主ルールを尊重していること（信用事業を行っていない農業協同組合については、この限りでない。）。

カ　全体の収支又は信用事業及び共済事業以外の収支が赤字の場合は、施設・人員の整理等の赤字解消に向けた努力を積極的に行っていること。

キ　組合員のニーズを的確に把握し、それを着実に実行できる役員体制が確立している

と認められること。

(2)　農業協同組合連合会であって、(1)のアからキまでに掲げる要件を全て満たすもの

(3)　農業者、農業協同組合、農業協同組合連合会、農林中央金庫又は地方公共団体が主たる構成員若しくは出資者となっている団体又は基本財産の額の過半を拠出している法人であって、次に掲げるもの

ア　農事組合法人（農業協同組合法第72条の10第１項第２号の事業を行うものを除く。）

イ　農業共済組合及び農業共済組合連合会

ウ　土地改良区及び土地改良区連合

エ　たばこ耕作組合

オ　農産物を原料又は材料として使用する製造又は加工の事業、農産物の保管、運搬、販売その他の流通に関する事業、農業生産に必要な資材の製造の事業、農作業の受託の事業その他の農業の振興に資する事業（以下「農業振興事業」という。）を主たる事業として行う事業協同組合（農業者、農業協同組合又は農業協同組合連合会がその組合の議決権の過半数を有しているものに限る。）、事業協同小組合（農業者がその組合の議決権の過半数を有しているものに限る。）及び協同組合連合会（農業協同組合又は農業協同組合連合会がその連合会の議決権の過半数を有しているものに限る。）

カ　農住組合（農業者、農業協同組合又は農業協同組合連合会がその組合の議決権の過半数を有しているものに限る。）

キ　農業の振興を目的とする一般社団法人又は一般財団法人であって、農業者、農業協同組合、農業協同組合連合会又は地方公共団体が、一般社団法人にあっては総社員の議決権の過半数を有し、一般財団法人にあっては基本財産の額の過半を拠出しているもの（以下「農業振興一般社団法人等」という。）

なお、農業振興一般社団法人等のうち次の(ｱ)又は(ｲ)に掲げるもの以外に対する貸付けは、令第２条の表の資金の種類の欄に掲げる資金のうち、専ら農業者、農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用し、かつ、農林水産大臣が農業経営の近代化に特に資すると認める事業に必要なものに限る。この場合における「農林水産大臣が農業経営の近代化に特に資すると認める事業」は、各種の農業施策の推進のために国又は地方公共団体が助成して行う事業又はこれと同種の事業に必要なものに限る。

(ｱ)　農業者、農業協同組合又は農業協同組合連合会が総社員の議決権の過半数を有する一般社団法人

(ｲ)　農業者、農業協同組合又は農業協同組合連合会が基本財産の額の過半を拠出している一般財団法人

ク　農業振興事業を主たる事業として営む株式会社であって、農業者、農業協同組合、農業協同組合連合会又は農林中央金庫が、総株主の議決権（地方公共団体が有する議決権及び株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成17年法律第86号）第879条第３項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。）の過半数を有しているもの

ケ　農業振興事業を主たる事業として営む持分会社（会社法第575条第１項に規定する持分会社をいう。）であつて、農業者、農業協同組合又は農業協同組合連合会が業務を執行する社員の過半を占めているもの

コ　法人でない団体であって、農業者がその主たる構成員となっており、かつ、代表者、代表権の範囲その他(ｱ)に掲げる事項について(ｲ)に掲げる基準に従った規約を有しているもの（Ⅱの１の(6)のア及び(7)に該当するものを除く。）

(ｱ)　事項

①　団体の目的

②　団体の意思決定の機関及びその決定の方法

③　構成員たる資格並びに構成員の加入及び脱退に関する事項
④　会費又は融資の対象となる施設の利用料の徴収が必要である場合にはその徴収の方法

(ｲ)　基準
①　代表者の選任の手続を明らかにしていること。
②　農業経営の改善に資する旨をその目的に含んでいること。
③　団体の意思決定に対する構成員の参加を不当に差別していないこと。
④　構成員たる資格並びに構成員の加入及び脱退に関する事項があらかじめ明らかになっていること。
⑤　会費又は融資の対象となる施設の利用料の徴収が必要である場合には、その徴収の方法が衡平を欠くものでないこと。

2　融資機関

共同利用事業向け資金の融資機関は、Ⅰの２に掲げるとおりとする。

3　資金使途

共同利用事業向け資金の使途は、次の資金とする。

(1)　建構築物等取得等資金（復旧に必要な資金を除く。）

(2)　果樹等植栽育成資金（果樹、オリーブ、茶、多年生草本、桑又は花木の植栽又は育成に要する資金に限る。）

(3)　家畜購入育成資金

(4)　小土地改良資金（事業費1,800万円を超えない規模に限り、復旧に必要な資金を除く。）

(5)　大臣特認資金（水田養殖施設取得等資金に限る。）

(6)　診療施設その他の農村における環境の整備のために必要な施設（以下「農村環境整備施設」という。）であって、診療施設、老人福祉施設、有料老人ホーム、農村情報処理・通信施設（農事放送施設及び農業管理センターを含む。）、水道施設、下水道施設、託児施設、研修施設、集会施設、ガス供給施設、融雪・除雪用施設、農作業管理休養施設、農業者等健康増進施設、地域休養施設、生活改善センター、生活安全保護施設、集落道、廃棄物処理施設又は地域交流施設の改良、造成又は取得に要する資金（以下「農村環境整備資金」という。）

4　貸付限度額等

(1)　共同利用事業向け資金の貸付限度額は、15億円（特別の理由がある場合において農林水産大臣が承認したときは、その承認した額）とする。

(2)　１件あたりの貸付最低額は原則として10万円とし、貸付額は千円単位とする。

5　償還期限及び据置期間

共同利用事業向け資金の償還期限は15年（畜舎、果樹棚等（農産物の生産、流通又は加工に必要な施設をいう。）に係る建構築物等取得等資金又は農村環境整備資金を含む場合は20年）、据置期間は３年（果樹等植栽育成資金を含む場合は７年）の範囲内で、借入希望者の経営状況、融資対象施設の性質、規模、耐用年数等を総合的に勘案し、適正な期間を設定するものとする。

ただし、東日本被災農業者にあっては、償還期限及び据置期間について、それぞれ３年間延長するものとする（ただし、令和９年３月31日までの間に貸し付けられるものに限る。）。

注：償還方法については、原則として各年元本均等償還とするが、契約上の分割償還期日は、借入者の便宜を図り生産物代金の受領期を選ぶことが望ましい。

6　貸付利率

共同利用事業向け資金の貸付利率は、Ⅰの６のとおりとする。

7　融資率

共同利用事業向け資金の融資率は、資金の適正かつ効率的な運用を図る見地から知事が特に必要と認めた場合のほかは、当該資金に係る施設の改良、造成又は取得等に要する経

費の額の100分の80以内とする。
　なお、事業実施の結果、その事業費の額が利子補給承認申請書の添付書類に記載された金額を下回り、融資率が100分の80を超えることとなる場合において、必要やむを得ないと認められるときは100分の90以内とする。

第３　利子補給率等

１　交付要綱第２条に定める利子補給率については、「農業近代化資金の円滑な融通のためのガイドライン」（平成17年４月１日付け16経営第8870号農林水産省経営局長通知）第３の２の(3)の規定に基づき通知された「農業近代化資金等の金利改定について（事務連絡）」の「農業近代化資金」の項の率によるものとし、県が通知するものとする。

２　第２のⅠの６に規定する貸付利率を引き下げるのに必要な額（ただし、貸付利率を2.0%引き下げるのに必要な額を限度とする。）を農業者等に対して行う助成については、担い手経営発展支援金融対策事業実施要綱（平成28年１月20日付け27経営第2598号農林水産事務次官依命通知）、農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱（平成24年４月６日付け23経営第3536号農林水産事務次官依命通知）及び東日本大震災復旧・復興農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱（平成24年４月６日付け23経営第3536号農林水産事務次官依命通知）に定めるところによる。

第４　融資審査手続

１　融資機関は、農業近代化資金を貸し付ける場合（高度化資金又は一般資金を貸し付ける場合に限る。）について、必要がある場合には、農業経営改善関係資金基本要綱（平成14年７月１日付け14経営第1704号農林水産事務次官依命通知。以下「基本要綱」という。）第３の５の(2)に基づき、関係機関に意見を聴くものとする。

２　第２のⅡの１の(1)、(2)、(4)及び(6)に掲げる者が農業経営の展開を図るのに必要な農業近代化資金を借り入れる場合（一般資金を借り入れる場合に限る。）については、基本要綱第３の３の(3)又は(4)に基づき、経営改善資金計画について特別融資制度推進会議（特別融資制度推進会議設置要綱（平成13年９月12日付け13経営第2931号農林水産事務次官依命通知）第１に基づき市町段階に設置されている特別融資制度推進会議。以下「推進会議」という。）の認定を求めることとする。

３　第２のⅡの１の(1)のア及び(6)のアに掲げる者がクイック融資（担い手が営農に伴い必要とする小口資金について、企業経営診断手法（スコアリング手法）を活用して無担保・無保証人での融資の可否を判断する仕組みをいう。以下同じ。）による農業近代化資金の借入れを希望する場合（高度化資金（前向借換資金を除く。）又は一般資金の場合に限る。）には、クイック融資による農業経営基盤強化資金及び農業近代化資金の融資手続等について（平成19年３月30日付け18経営第7836号農林水産省経営局長通知。以下「クイック融資手続」という。）に定める審査手続等を行うものとする。

４　融資機関は、融資審査を行い融資可能であると判断した場合は、その旨を融資審査結果通知書（別紙様式第９号）により借入希望者に通知することとする。

５　推進会議が貸付の認定等に関する事務を融資機関に委任した場合、当該融資機関から認定等に係る報告を受けた推進会議事務局は、速やかに農業近代化資金貸付認定等報告書（別紙様式第10号）を作成し、県（農業経済課）又は地方局に提出することとする。

第５　利子補給承認手続

１　第２のⅠの２の(1)及び(5)から(8)の融資機関（(7)にあっては信用金庫、(8)にあっては信用協同組合に限る。）からの借入れを希望する場合（ただし、クイック融資による借入れを希望する場合は除く。）

(1)　借入申込者は、次のとおり借入申込書を融資機関に提出する。

ア　第２のⅠの１及びⅡの１に掲げる者については、基本要綱参考様式１又は参考様式１を参考にして当該融資機関が定める様式（農業信用基金協会による保証の希望があ

る場合は、借入申込書兼債務保証委託申込書（基本要綱参考様式２又は基本要綱参考様式２を参考にして当該融資機関が定める様式））を利用する。（ただし、農村給排水施設取得等資金及び特定農家住宅資金を借り入れる場合を除く。）

イ　第２のⅢの１に掲げる者については、別紙様式第１号の１及び２を利用する。

ウ　農村給排水施設取得等資金及び特定農家住宅資金の借入れを希望する場合については、別紙様式第１号の１及び２を利用する。

(2)　融資機関は内容を確認のうえ、農業近代化資金利子補給承認申請書（別紙様式第４号。以下「申請書」という。）を作成し、添付書類（(1)のアに係るものについては借入申込希望書兼経営改善資金計画書（基本要綱別紙１の(1)又は(2)）及び借入申込書等写、(1)のイ及びウに係るものについては借入申込書等写）とともに市町へ提出する。

(3)　市町は、内容を審査のうえ適当と認めた場合は、申請書及び添付書類（以下「申請書等」という。）を地方局へ提出する。

(4)　地方局は、内容を審査のうえ次のとおり処理するものとする。

ア　原則として毎月５日又は20日（当日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、当該日曜日、土曜日又は休日の直後の日曜日、土曜日又は休日以外の日とする。）に利子補給の承認又は不承認の決定を行う。

イ　アにより承認したものは、申請書写（承認しなかったものは抹消すること。）を、５日のものはその月の10日、20日のものはその月の25日までに県（農業経済課）へ送付する。

ウ　アにより不承認の決定をしたものは、農業近代化資金利子補給不承認通知書（別紙様式第５号。以下「不承認通知書」という。）を市町を経由して融資機関へ送付する。

２　第２のⅠの２の(2)から(4)、(7)及び(8)の融資機関（(7)にあっては信用金庫連合会、(8)にあっては信用協同組合連合会に限る。）からの借入れを希望する場合

(1)　借入希望者は、借入申込書（融資機関が別に定める様式のもの）を融資機関に提出するものとする。

(2)　融資機関は内容を審査のうえ、申請書を作成し、添付書類（借入申込書等写）とともに市町へ提出する。

(3)　市町は、内容を審査のうえ適当と認めた場合は、申請書等を県（農業経済課）へ提出する。

(4)　県（農業経済課）は、内容を審査のうえ、原則として毎月５日又は20日（当日が日曜日、土曜日又は休日に当たるときは、当該日曜日、土曜日又は休日の直後の日曜日、土曜日又は休日以外の日とする。）に利子補給の承認又は不承認の決定を行い、不承認の決定をしたものは、不承認通知書を市町を経由して融資機関へ送付する。

３　クイック融資による借入れを希望する場合

(1)　借入申込者は借入申込書（基本要綱参考様式１又は参考様式１を参考にして当該融資機関が定める様式（農業信用基金協会による保証の希望がある場合は、借入申込書兼債務保証委託申込書（基本要綱参考様式２又は基本要綱参考様式２を参考にして当該融資機関等が定める様式））））を融資機関に提出する。

(2)　融資機関は内容を確認のうえ、申請書を作成し、添付書類（借入申込希望書兼経営改善資金計画書（基本要綱別紙１の(1)又は(2)の借入申込希望書兼経営改善資金計画書のうち収支計画例を除いたものをいう。）及び借入申込書等写）とともに市町へ提出する。

(3)　市町は、内容を審査のうえ適当と認めた場合は、申請書等を県（農業経済課又は地方局）へ提出する。

(4)　県（農業経済課又は地方局）は、内容を審査のうえ速やかに利子補給の承認又は不承認の決定を行い、次のとおり処理するものとする。

ア　地方局が承認したものは、申請書写（承認しなかったものは抹消すること。）を県（農業経済課）へ送付する。

イ　不承認の決定をしたものは、不承認通知書を市町を経由して融資機関へ送付する。

(5)　融資機関は、県に対して利子補給の承認申請を行えば、当該申請が承認される前であっても、クイック融資による貸付けを行うことができることとする。
(6)　融資機関は、クイック融資による借入れを希望する者に対し、県の利子補給が承認されない場合には、貸付利率が変更されることがあることについて、責任を持って説明し、了承を得たうえで、融資の手続を行うこととする。
(7)　融資機関は、クイック融資の貸付決定を行ったときは、当該決定を行った営業日中に貸付決定を行ったことを県（農業経済課又は地方局）及び市町に対し通知することとする。

4　利子補給承認の通知は、次のとおり行うものとする。
(1)　県（農業経済課）は、利子補給が承認された申請書について農業近代化資金利子補給承認書（別紙様式第７号。以下「承認書」という。）を作成する。
(2)　県（農業経済課）による承認に係る承認書は、知事印を押印し、市町を経由して融資機関に交付する。
(3)　地方局による承認に係る承認書は、地方局へ送付する。地方局は、送付を受けた承認書を点検のうえ、知事印を押印し、市町を経由して融資機関に交付する。
(4)　県（農業経済課）は、農業信用基金協会の債務保証を必要とする借入申込みに係る承認書の写しを愛媛県農業信用基金協会に送付する。

第６　利子補給変更承認手続

１　融資機関は、利子補給承認後、次に掲げる変更をしようとする場合は、農業近代化資金利子補給変更承認申請書（別紙様式第４号の１。以下「変更申請書」という。）を作成するものとする。
(1)　貸付条件を変更する場合
(2)　既貸付金の償還条件を緩和する場合
　なお、既貸付金の償還条件緩和については、次のいずれかに該当する場合にできるものとする。
　ア　借入者又は借入者と生計を一にする親族が死亡、疾病、負傷等により当該貸付金の返済期限等をやむを得ず変更しなければならない場合
　イ　天災等により著しい損失を受け、貸付金の弁済期限等をやむを得ず変更しなければならない場合
　ウ　その他知事が必要に応じて特に設定した要件に該当する場合

２　利子補給変更承認は次のとおり行うものとする。
(1)　融資機関は変更申請書を市町へ提出する。
(2)　市町は、内容を審査のうえ、適当と認めた場合は、変更申請書を県（農業経済課又は地方局）へ提出する。
(3)　県（農業経済課又は地方局）は、内容を審査のうえ、利子補給承認内容の変更の承認又は不承認の決定を行い、次のとおり処理するものとする。
　ア　地方局が承認したものは、変更申請書写（承認しなかったものは抹消すること。）を県（農業経済課）へ送付する。
　イ　不承認の決定をしたものは、農業近代化資金利子補給変更不承認通知書（別紙様式第５号の１。以下「変更不承認通知書」という。）を市町を経由して融資機関へ送付する。

３　利子補給変更承認の通知は次のとおり行うものとする。
(1)　県（農業経済課）は、利子補給承認内容の変更が承認された変更申請書について農業近代化資金利子補給変更承認書（別紙様式第７号の１。以下「変更承認書」という。）を作成する。
(2)　県（農業経済課）による承認に係る変更承認書は、知事印を押印し、市町を経由して融資機関に交付する。
(3)　地方局による承認に係る変更承認書は、地方局へ送付する。地方局は、送付を受けた

変更承認書を点検のうえ、知事印を押印し、市町を経由して融資機関に交付する。

(4)　県（農業経済課）は、農業信用基金協会の債務保証を必要とする借入申込みに係る変更承認書の写しを愛媛県農業信用基金協会へ送付する。

第７　事前着工届

１　特別の理由により、やむを得ず利子補給承認前に事業の着工を行おうとする者は、あらかじめ農業近代化資金事前着工届（別紙様式第８号）を融資機関に提出し、市町を経由して県（農業経済課）又は地方局に届け出なければならない。

２　県（農業経済課）又は地方局は、提出された農業近代化資金事前着工届が適正であると認められるときは受理するものとし、その旨を関係機関に速やかに連絡するものとする。

第８　債務保証

法第５条の定めるところにより、愛媛県農業信用基金協会の債務保証に付することができる。

第９　融資適格認定又は貸付決定上の注意事項

融資適格認定又は貸付決定にあたっては次の事項に十分留意すること。

１　真に経済効果が期待できる事業であること。

２　当該事業を行うために必要な自己資金並びに運転資金の調達見込みがあること。

３　償還財源の確保及び償還が確実であること。

４　既貸付金の使途、事業の進捗及び償還等の状況が良好であること。

第10　市町及び融資機関の報告義務

１　融資機関は、借受者の延滞等により、繰上償還請求又は代位弁済請求を行った場合は、速やかに農業近代化資金繰上償還請求等報告書（別紙様式第11号）に請求書の写しを添付のうえ、市町を経由して県（農業経済課）又は地方局に報告するものとする。

２　その他県は必要があると認めた場合は、市町及び融資機関から融資等についての報告を求めるものとする。

第11　事業完了届

農業近代化資金の貸付けを受けたものは、借入後１年以内に事業を完了するとともに完了後「農業近代化資金融資対象事業完了届（別紙様式第６号）」を融資機関へ提出するものとする。

附　則（略）

附　則

１　この通知は、令和８年10月１日から施行し、令和９年１月１日から適用する。

２　この通知の適用の日前に利子補給承認が行われた農業近代化資金については、なお従前の例による。ただし、この通知の施行の際現にある農業近代化資金の貸付金残高については、この通知による改正後に貸し付けられる農業近代化資金の貸付金残高と通算するものとする。